**今月のお知らせ　第３６３号**

いよいよ6月は定額減税がはじまります！今のところ1度限りの減税ですが、事務負担が大きいので留意すべき事項をお知らせします

ＴＥＬ　043－241－6121

ＦＡＸ　043－243－3430

URL　https://www.osmk-ohb.co.jp

令和6年6月1日

代表社員　大　嶋　幸　児



**控除対象者**

令和6年6月1日現在、給与等の源泉徴収において源泉徴収額税額表の甲欄が適用される人が対象です。6月2日以降に入社した方は6月の給料日に定額減税を受けることはできません。

また、合計所得金額が1,805万円を超える方は最終的には定額減税の適用はありませんが、6月1日の段階では年間の合計所得金額の見積額は考慮しないことになっていますので、いったんは月次減額事務を行う必要があります（面倒！）。

**同一生計配偶者及び扶養親族の数の把握**

所得税の定額減税は「本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の数」×3万円の合計額になります。一番間違いが生じやすいのが、「同一生計配偶者及び扶養親族の数」ではないかと思われます。

「同一生計配偶者」とは、本人と生計を一にしている配偶者のうち合計所得が48万円以下の方です。所得と収入は概念が違うので間違えやすいのですが、給与収入しかない方は103万円以下と理解して下さい。

「扶養親族」とは、扶養控除等申告書に記載された扶養親族のほか16歳未満の扶養親族が含まれます。特に留意が必要なのは4月からお子様が就職されたケースです。

また、6月1日までに勤務先に扶養控除等申告書を提出していない場合には、勤務先で定額減税を受けることができませんが、確定申告をすれば定額減税を受けることができます。なお、勤務先に扶養控除等申告書を提出していない場合には、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を記載して提出することで勤務先での定額減税が受けられます。

**納付書への記載**

納付書へは、控除前税額からその月の減額を控除した額、つまり純額を集計して記載することが必要です。控除額を年末調整による超課税額の▲の欄に書かないようにして下さい。

また、さらに留意が必要なのが、比較的小規模の会社の場合には、全員の源泉徴収額がゼロだったというケースです。この場合にも給与等の額を記載した上で、税額はゼロと記載します。税額がゼロの場合には金融機関では受け付けてくれませんので、原則給与支払があった翌月の10日までに納付書（所得税徴収高計算書）を所轄税務署に提出しないと、源泉徴収事務が完了したことになりませんのでご留意下さい。カレンダー が含まれている画像

自動的に生成された説明